

25消安第6491号

平成26年4月1日

一般社団法人ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」の一部改正について

EU向けに我が国から輸出される食品及び飼料に関して、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け制定された、欧州委員会規則（以下「EU規則」という。）第996/2012号により求められている証明については、「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号）により対応しているところです。

今般、当該EU規則が廃止され、新たにEU規則第322/2014号が制定されました。これにより、東京都及び神奈川県が放射性物質の検査対象都県から外れたほか、福島県産以外のEU向けの食品・飼料等について、県ごとの放射性物質の検査対象品目及び証明書様式の一部変更がありました。

つきましては、当該通知を別紙のとおり一部改正しましたので、御了知の上、貴会会員に周知願います。